

6-3-1

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

震度階級関連解説表の「木造建物(住宅)の状況」に絵を加え、被害の状況をイメージしやすくしたものです。

● 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微なひび割れ・亀裂 
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
	軽微なひび割れ・亀裂 	大きなひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
	軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 	大きなひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
	軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 大きなひび割れ・亀裂 	傾く 倒れる 

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注 4) この表中のイラストは、DATS(Damage Assessment Training System)の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。

(注 5) なお、図は特定の構法(在来軸組木造)を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

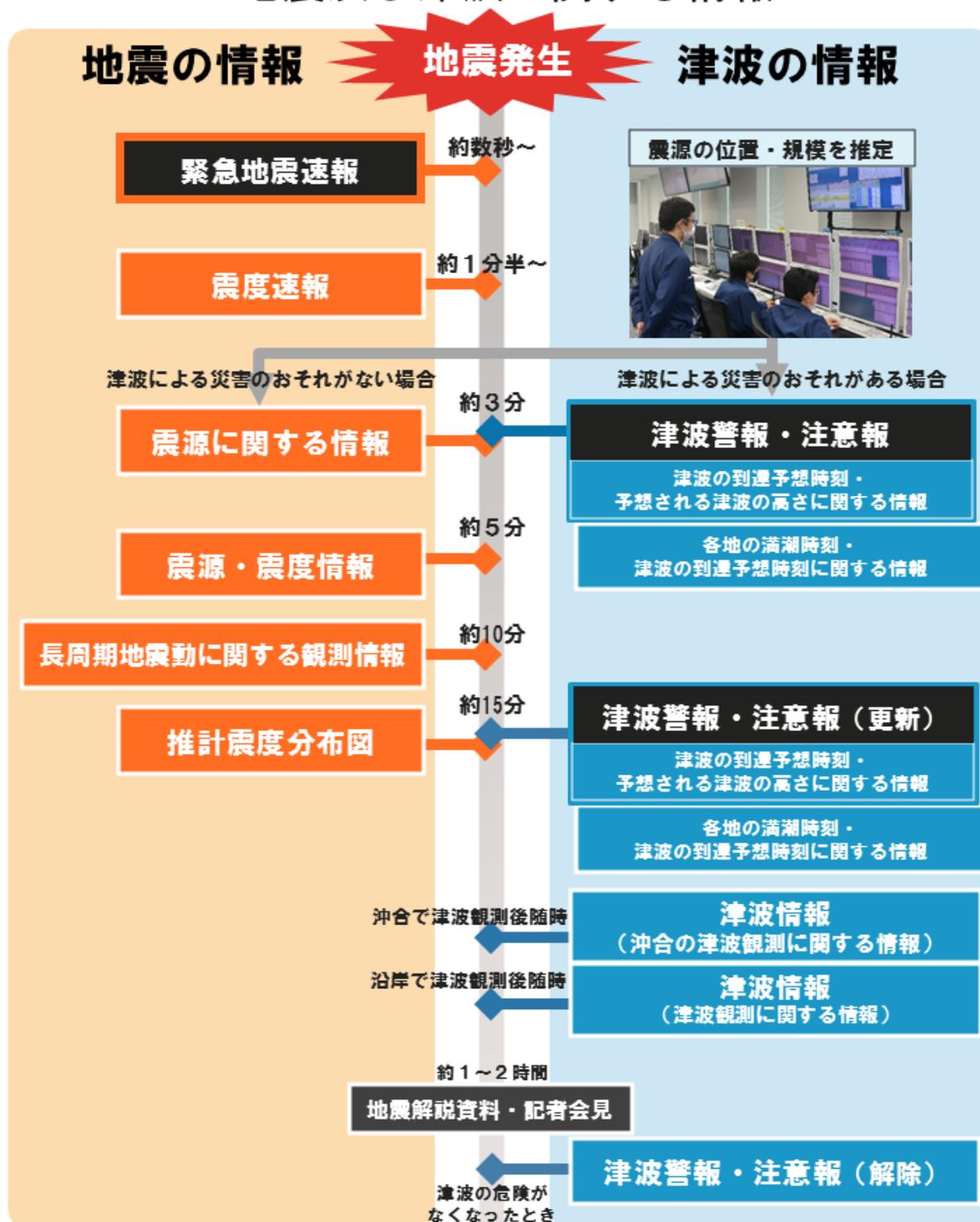
※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

地震及び津波に関する情報



注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

6-3-3 【北海道震災建築物応急危険度判定要綱】

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める、「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画（地震防災計画編）」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各款に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

- 1 応急危険度判定（以下「判定」という。）
余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。
- 2 応急危険度判定士
前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。
- 3 応急危険度判定コーディネーター
判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 判定実施の決定

市町村の災害対策本部長（市町村長）は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、判定実施の要否を判断し、判定を要すると判断したときは判定実施を宣言するとともに、応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

第4 実施本部の設置

- 1 災害対策本部長が判定の実施宣言を行ったときは、実施本部長は、直ちに支援地方本部長（第5第1項参照）に実施本部の設置と判定実施の決定について通知するものとする。
- 2 実施本部長は、指揮監督する職員の決定、判定実施計画の策定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。
- 3 実施本部長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、支援地方本部長に応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター（以下「応急危険度判定士等」という。）の支援を要請することができる。
- 4 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」（以下、「実施本部業務マニュアル」という。）による。

第5 支援地方本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって道災害対策地方本部が設置されたとき又は（総合）振興局長が必要と判断したときは、同地方本部の下に震災建築物応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）を設置するものとする。
- 2 支援地方本部長は、実施本部長からの支援要請を受けて、（総合）振興局支援実施計画の作成及び支援の実施を行うものとする。
- 3 支援地方本部長は、実施本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応

じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。

- (1) 支援本部長に対する第一次派遣の要請（第6第3項（1）参照）
 - (2) 管内の市町村長に対する支援要請及び民間判定士に対する参集要請
 - ア 管内の市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
 - イ 北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会（以下「地区協議会」という。）の会員である建築関係団体（以下「地域建築関係団体」という。）に対する会員判定士の参集についての協力要請
 - ウ 地域建築関係団体に所属しない管内民間判定士に対する参集要請
- 4 支援地方本部長は、被害が大規模で広範囲にわたること等により、応援が必要であると判断した場合は、支援本部長に応急危険度判定士等の支援を要請するものとする。
- 5 支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」（以下「支援地方本部業務マニュアル」）による。

第6 支援本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって北海道災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と判断したときは、同本部の下に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。
- 2 支援本部長は、支援地方本部長からの支援要請を受けて、本庁支援実施計画の作成及び支援の実施を行うものとする。
- 3 支援本部長は、支援地方本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
 - (1) 「北海道震災建築物応急危険度判定士派遣候補者名簿作成要領」による派遣候補者名簿登録の特定行政庁等に対する判定士の第一次派遣の要請
 - (2) 被災していない（総合）振興局管内市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
 - (3) 北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会（以下「全道連絡協議会」という。）の会員である建築関係団体（以下「全道建築関係団体」という。）に対する会員判定士の参集についての協力要請。
 - (4) 全道建築関係団体に所属しない道内民間判定士に対する参集要請。
 - (5) 道・東北ブロック会長県を通じての他の都府県等に対する支援要請及び国土交通省に対する支援要請。
- 4 支援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニュアル」（以下「支援本部業務マニュアル」という。）による。

第7 支援地方本部を設置しない（総合）振興局の役割

支援地方本部を設置しない（総合）振興局は、支援本部長から応急危険度判定の実施に関する情報を受けた時は、速やかに管内市町村及び地域建築関係団体に対し情報提供するとともに、支援本部長から支援要請に対し必要な対応を行うものとする。

第8 実施本部を設置しない市町村の役割

実施本部を設置しない市町村は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、所属判定士の派遣等について支援するものとする。

第9 全道建築関係団体、地域建築関係団体の役割

全道建築関係団体、地域建築関係団体は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、会員判定士の参集について協力するものとする

第10 判定の基準及び震前計画の作成等

- 1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「全国協議会」という。）が作成

- する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、「実施本部業務マニュアル」による。
- 2 市町村は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。
 - 3 道は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
 - 4 道は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第 11 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、「実施本部業務マニュアル」による。

第 12 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による。

第 13 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、「実施本部業務マニュアル」、「支援地方本部業務マニュアル」及び「支援本部業務マニュアル」による。

第 14 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

第 15 判定資機材の調達、備蓄

- 1 市町村は、判定実施のため、次に示す判定資機材等を備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所への備蓄に努めるものとする。
 - (1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等
 - (2) ヘルメット、クラックスケール、傾斜計、油性ペン、蛍光ペン、バインダー、ガムテープ、マスク等
 - (3) 被災街区までの移動車両、自転車等
- 2 道は、市町村と協力して判定資機材の備蓄に努めるものとする。

第 16 他の被災都府県に対する支援に関する事項

- 1 道は、北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は他都府県から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、応急危険度判定応援本部（以下「応援本部」という。）を設置するとともに、市町村や全道建築関係団体等と協力し、必要な支援を行うものとする。
- 2 応援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定応援本部業務マニュアル」による。

第 17 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担するものとする。

第18 全道連絡協議会及び地区協議会による支援体制の確保

全道連絡協議会及び地区協議会は、道内外で実施される応急危険度判定に際し、迅速かつ的確な支援を行うことができる体制を確保するために必要な業務を行う。

第19 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所用の措置を講じるものとする。
- 2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発をはかるとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。
訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携をはかるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。
- 4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年3月24日から施行する

附 則

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

6-3-4 上ノ国町応急危険度判定実施本部業務マニュアル

令和元年5月

第1 目的

このマニュアルは、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するために実施する被災建築物の応急危険度判定を、迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部の下に設置する応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）の設置及び業務の実施に必要な事項について定める。

第2 実施本部の設置

- 1 地震の発生によって上ノ国町災害対策本部が設置されたときは自動的に設置される。
- 2 前項の規定にかかわらず、上ノ国町長が震後対策として特に必要と認めるときは、実施本部を設置することができる。
- 3 実施本部長は、施設課長とする。

第3 実施本部の業務

実施本部の業務は次のとおりとする。

- (1) 地震発生後の情報収集
- (2) 判定実施要否の決定
- (3) 実施本部、判定拠点の設置
- (4) 北海道震災建築物応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）等への支援要請
- (5) 北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）の参集要請、派遣要請
- (6) 判定士及び判定コーディネーター（以下「判定士等」という。）の受入れ
- (7) 判定コーディネーターの指示による、参集判定士の班編成及び班長の選任
- (8) 判定班へのガイダンスの実施
- (9) 判定班による判定の実施（判定は判定班員で構成する判定チームにより実施）
- (10) 必要に応じて、判定班への判定資機材等の配付
- (11) 用意した輸送手段により、判定拠点へ派遣
- (12) 判定結果の集計、報告
- (13) 実施本部、判定拠点の解散等
- (14) その他実施本部の運営及び業務の実施に必要な事項

第4 判定実施要否の判断

- 1 災害対策本部長（上ノ国町長）は、被害情報をもとに判定実施本部長の意見を聞き、判定実施の要否を判断する。
- 2 判定実施本部長は、管内に震度5以上の地震が発生したとき、判定の要否判断に必要な被害状況を収集し、災害対策本部長に対して、判定実施の要否を具申する。
- 3 判定実施本部長は判定の要否判断に必要な被害状況を、あらかじめ定められた情報源から収集する。
- 4 判定実施本部長は、被害状況及び被害予測に基づき災害対策本部長が判定実施要否についての判断をするために必要な資料を作成する。

第5 判定実施の宣言等

- 1 災害対策本部長は、判定を要すると判断したときは、直ちに判定実施を宣言する。
- 2 災害対策本部長が判定の実施宣言を行ったときは、判定実施本部長は、直ちに北海道災害対策地方本部の下に設置された支援地方本部に判定実施の決定を通知する。
- 3 判定実施本部長は、前項のほか、判定実施及びこれに関する情報をマスメディア等の協力を得て、被災者等への周知を行う。

第6 判定拠点の設置、判定実施区域及び判定実施順位等の決定

- 1 実施本部は被害情報をもとに判定拠点の設置について検討し、必要に応じて設置する。
- 2 実施本部は被害情報をもとに地震の規模、被災範囲を推定し、要判定区域を設定し当該区域内の判定対象建築物棟数を推計する。
- 3 実施本部は、要判定区域の設定にあたり、すでに収集された情報では不十分な場合、あらかじめ指定された判定士の調査あるいは、災害対策本部の協力を得て、被災状況の確認を行う。
- 4 推計した要判定対象建築物棟数、判定実施区域をもとに実施可能なオペレーションタイプを選択し、必要な判定士数、判定コーディネーター数を算定する。

(1) オペレーションタイプ、判定実施区域の決定にあたっては、次に掲げることに留意する。

- ア 必要判定士数（タイプ1においては行政職員判定士対応）
- イ 当面の投入可能判定士数、不足判定士数
- ウ 応援依頼判定士数
- エ オペレーションタイプの変更の要否
- オ 判定実施区域の変更の要否
- カ 判定対象となる建築物の用途、規模等の変更の要否
- キ 被災地の状況（火災の発生状況、被災者の救助、治安状況等）
- ク 判定活動の被害者等への影響
- ケ 優先順位設定の要否

(2) オペレーションタイプは次に掲げるとおりとする。

- ア タイプ1 所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施
- イ タイプ2 「悉皆」の対象について、「外観」調査を中心として判定を実施
- ウ タイプ3 「悉皆」の対象について、「立入り」調査を中心として判定を実施

第7 判定実施計画の策定

実施本部長は、被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画を策定する。

- (1) オペレーションタイプ
- (2) 判定実施区域、優先順位
- (3) 対象となる建築物の用途規模
- (4) 判定実施期間
- (5) 必要判定士数
- (6) 応援判定士数
- (7) 判定コーディネーター数
- (8) 判定資機材

(9) その他

第8 北海道への支援要請

実施本部長は、必要に応じて支援地方本部を経由して、判定士等の派遣等の支援要請を北海道応急危険度判定支援本部長に行う。

第9 地元判定士等の参集

実施本部長は、上ノ国町内の判定士に対し、参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等を連絡し、参集要請を行う。

第10 必要判定士等の連絡・調整

実施本部長は、地元判定士数を含めた必要判定士数及び判定コーディネーター数等、現地参集場所、現地参集時間、判定業務従事予定期間等判定士の参集に必要な事項を支援地方本部長に連絡し、必要判定士数等についての過不足調整を行う。

第11 判定資機材の準備

- 1 実施本部長は、実施本部及び判定拠点における判定資機材の調達状況を調査し、支援地方本部長に連絡する。
- 2 実施本部は、支援地方本部と連携し、判定資機材の輸送方法を確保する。

第12 判定コーディネーターの配置

実施本部長は、実施本部及び判定拠点に判定コーディネーターを配置し、判定士のコーディネート等に從事させる。

第13 判定士等の移送及び輸送手段並びに宿泊所等の確保

- 1 実施本部長は、判定実施計画に基づき、各判定士等の第一次参集場所から実施本部又は判定拠点への移送について、支援地方本部長に依頼する。
- 2 実施本部長は、判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行い、準備状況を支援本部長に連絡する。
- 3 実施本部長は、判定士等を判定実施地区に輸送する手段を確保し、その状況を支援本部に連絡する。
- 4 実施本部長は、前2項の準備ができない状況のときは、支援地方本部長に対して当該業務の一部又は全部の代行を依頼し、判定士等の輸送手段及び食料の調達並びに宿泊所の確保を行うことができる。

第14 判定士等の受付、名簿作成

- 1 実施本部長は参集した判定士等について、支援地方本部が作成した派遣判定士等の名簿、判定資機材のリストに基づきこれらの確認を行う。
- 2 実施本部長又は判定拠点責任者は、確認状況を支援地方本部長に連絡する。

第15 判定調査方法等のガイダンス

実施本部長は、判定活動の開始に先立ち、判定士に対して判定調査方法等についてのガイダンスを行う。

第16 判定結果の報告及びその活用

- 1 実施本部長は、判定コーディネーターから当日分の判定結果の報告を受け、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し、現地を再調査するなど必要な措置をとる。

- 2 実施本部長は、二次災害の防止等、判定活動の安全確保のため、必要に応じて災害対策本部長と協議し、その了解を得て適切な措置を行う。

第17 住民への広報

実施本部長は、被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るために、判定の実施状況等について広報する。

第18 判定を受けた建築物等の所有者への対応

- 1 実施本部長は、判定開始とともに、建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。
- 2 実施本部長は、建築関係団体等の協力を得て被災建築物の所有者へ被災度区分判定実施の指導、応急復旧の相談に応じる。

第19 実施本部業務の終了

- 1 実施本部の業務は次の各号の業務が完了した時点をもって終了とする。
 - (1) 判定実施の終了
 - (2) 判定結果の集計、資料整理の終了
 - (3) 判定結果の災害対策本部長への報告の終了
- 2 実施本部長は、判定業務終了後、災害対策本部長と協議し、判定結果を集計整理し、担当部局に引き継ぐとともに、実施本部を解散する。